

甲佐町総合保健福祉センター施設の一部（多世代・多機能型スペース及びシャワー室）における指定管理者募集に関する質問について（回答）

甲佐町総合保健福祉センター施設の一部（多世代・多機能型スペース及びシャワー室）に係る指定管理について、下記のとおり回答します。

記

NO	資料名	質問件名	質問内容	回答
1	仕様書	職員の配置について	配置する職員2名のうち1名については、健康運動指導士・健康運動実践指導者又は理学療法士の資格を有する者ですが、もう1名については管理運営が出来るスタッフであれば資格を有しない者を配置して良いという理解で合ってますでしょうか。	そのように解釈していただいて差支えありません。そのため、施設の管理運営を効率的かつ円滑に安定しておこなうことのできる最適な人員配置を基本と考えていただければと考えています。
2	仕様書	自動券売機について	① 自動券売機について、指定管理者が用意し、費用も支払うという理解で合ってますでしょうか。② その際、現在甲佐町が設置されているフィットネスセンターの自動券売機のレンタル契約を指定管理者に切り替えるなど、その方法、機種、契約内容については、指定管理者に委ねるとい認識で正しいでしょうか。③ 自動券売機で購入する項目は、指定管理者が管理するフィットネスセンター・多目的ホール・休憩室・シャワー室のみでよいという解釈でよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②今回の指定期間中における自動券売機設置に関する手続き等については、全て指定管理者に委ねるものです。なお、現在使用中の自動券売機につきましては、令和5年3月31日で賃貸借契約期間が満了となります。 ③自動券売機の利用券の設定項目は、指定管理者が管理運営する施設のみとなります。
3	仕様書	保守点検業務について	トレーニング器具の保守点検には、日常点検に加え器具メーカーが実施している年間の保守点検があると思いますが、メーカーが実施する保守点検の契約及び費用も指定管理者が担う事になるでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書	施設・設備・備品等の損傷リスクについて	小規模の定義を教えてください。	原則仕様書P13の9.オ.（ア）を基準として想定しています。 （例）ブラインド・窓ガラスの損傷、備品の故障等
5	仕様書	備品管理業務について	既存の備品について「修繕」は不具合の理由によらず3万円以下は指定管理者が費用を負担するという理解で正しいでしょうか。甲佐町の備品が、指定管理者の使い方や管理上の問題ではなく、老朽化・経年劣化であっても1件3万円以下は指定管理者が負担するのでしょうか。	ご認識のとおりです。 なお、当該事例が頻繁に発生し、指定管理者の運営に影響を及ぼす事態が懸念される等の理由により協議の申し出があった場合において、協議を拒むものではありません。